○外務省令第三号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

外務大臣　松本　剛明

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「二人」を「三人」に改め、同条第十三項中「参画する」を「参画し、一人は、命を受けて、外務省の所掌に係る経済協力の評価に関する重要事項（外務省の所掌事務に関する政策の評価に関するものを除く。）についての企画及び立案に参画する」に改め、同条第十項を次のように改める。

10　外交史料館は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第三項第二号の政令で定める施設として、同法第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行うこと。

二　外交史料を編さんするとともに、これに関連する調査を行うこと。

第十一条の見出し中「政策企画室」の下に「及び新興国外交推進室」を加え、同条第一項中「政策企画室」の下に「及び新興国外交推進室」を加え、同条第二項中「事務」の下に「（新興国外交推進室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　新興国外交推進室は、総合的な外交政策又は基本的な外交政策のうち新興国に係るものについての企画及び立案に関する事務をつかさどる。

5　新興国外交推進室に、室長を置く。

第十二条の見出し中「国際テロ対策協力室」を「国際安全・治安対策協力室」に改め、同条第一項中「国際テロ対策協力室」を「国際安全・治安対策協力室」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　国際安全・治安対策協力室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際的なテロ対策協力及びその他の国際的な治安上の脅威に係る外交政策の企画及び立案に関すること。

二　前号に掲げる事務に関連する外交政策に関する事務を総括すること。

三　薬物及び国際的な組織犯罪に係る外交政策に関すること。

四　薬物及び国際的な組織犯罪に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

五　薬物及び国際的な組織犯罪に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。

六　薬物及び国際的な組織犯罪に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

3　国際安全・治安対策協力室に、室長を置く。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

第二十八条を第二十八条の二とし、第二十八条として次の一条を加える。

（企画官）

第二十八条　政策課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

第三十七条中「二人」を「一人」に改める。

第三十九条見出し中「評価・広報室及び民間援助連携室並びに」を「民間援助連携室及び」に改め、同条第一項中「評価・広報室及び民間援助連携室並びに」を「民間援助連携室及び」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とする。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○外務省令第四号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十五条の三第四項の規定に基づき、子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

外務大臣　松本　剛明

子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

子女教育手当の支給に関する規則（昭和四十八年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二　大規模な騒乱や災害等が発生している地において就学している在外職員の年少子女を、外務大臣の指示により、その地から一時退避せしめることとする場合の子女教育手当の支給に当たっては、前条の規定にかかわらず、外務大臣が認める間、支給することができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の子女教育手当の支給に関する規則は、平成二十三年二月三日から適用する。

○外務省令第五号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

外務大臣　松本　剛明

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（号の適用）

第一条　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第三に定める研修員手当の号の適用は、外務職員の研修に関する省令（昭和二十七年外務省令第十八号）第四条第一項及び第二項の規定により外国において研修を命ぜられたものについては、別表に定めるところに従い、その者が研修を受けるべき研修国又は研修地に対応する号を適用する。